

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期  
包括的運営事業受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業を受託する者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続における審査の透明性及び公正性を確保するため、米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 前条の事業について行う公募型プロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）における審査に関する基準の検討に関すること。
- (2) プロポーザル手続に参加する者の募集に関する要項の検討に関すること。
- (3) プロポーザル手続に参加した者の資格に係る審査に関すること。
- (4) プロポーザル手続に参加した者から提案された前条の事業の実施についての計画に係る審査に関すること。
- (5) プロポーザル手続における最優秀案の候補の選定に関すること。
- (6) プロポーザル手続における審査の結果の講評に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 市民人権部長

(4) 廃棄物行政に関し学識経験のある者

(5) 廃棄物の処理技術に関し学識経験のある者

3 前項第4号及び第5号に規定する委員の定数は、それぞれ1人とする。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成28年8月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、市民人権部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員（委員長を除く。）は、やむを得ず会議に出席することができないときは、あらかじめ、委員長に対し、当該会議に付される事件に対する意見を書面により提出することができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、その職務を公正かつ公平に行わなければならない。

2 委員は、プロポーザル手続に参加した者の役職員若しくは構成員としてプロポーザル手続に参加し、又はプロポーザル手続に参

加しようとし、若しくは参加した者に対してプロポーザル手続に関する助言その他の援助を行ってはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民人権部環境事業課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。